

第4章

計画の推進、 進行管理の策定

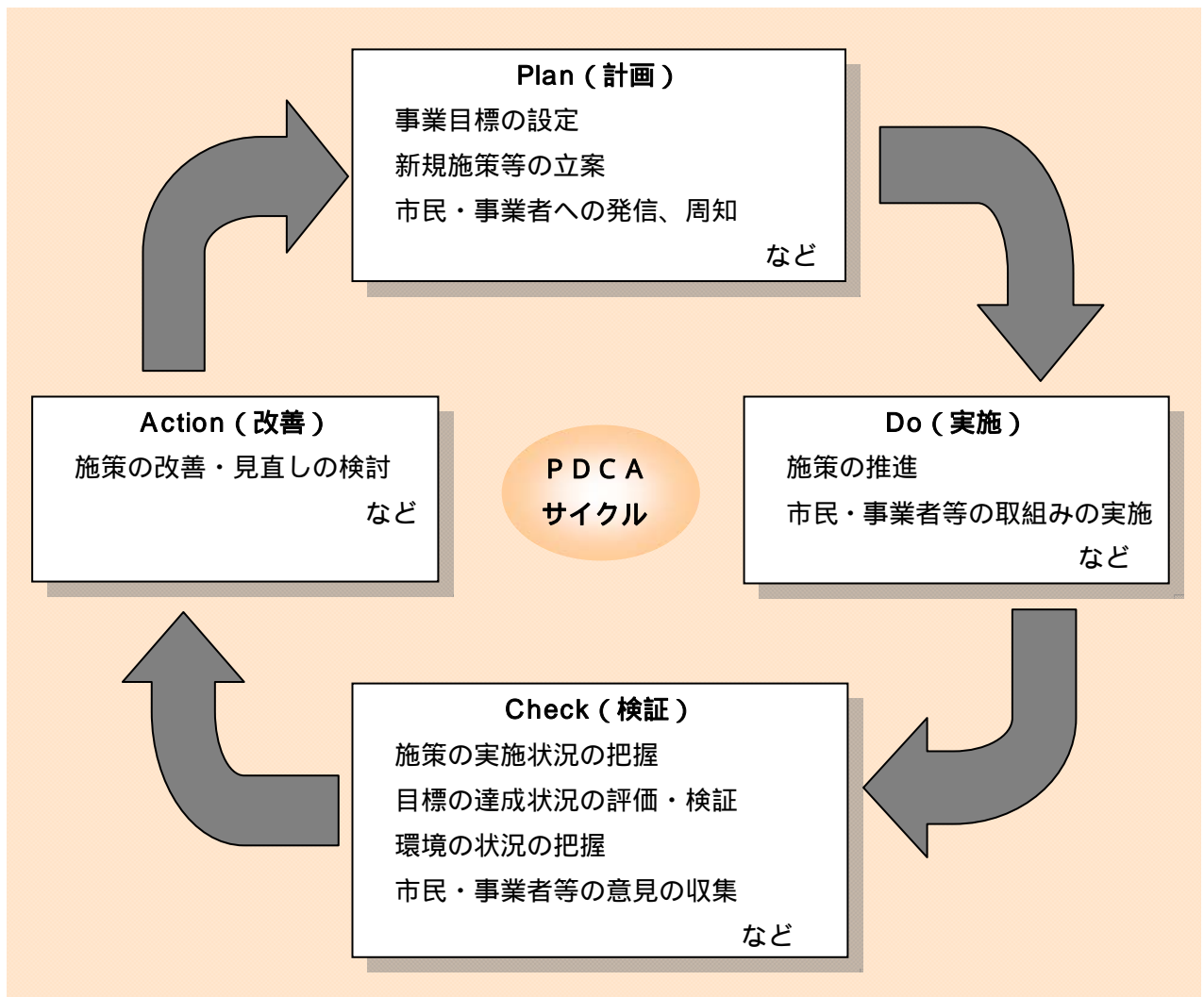
第4章では、環境基本計画を効果的かつ円滑に推進、進行し、実行力と継続性のある計画としていくため、推進と進行管理の方策を示していきます。

第4章 計画の推進と進行管理

4.1 計画の推進

今後10年間の施策を実現するためには、市民・事業者・行政の三者の適切な役割分担のもと、協働により取組みを進めていくことが重要です。また、地球温暖化対策など地球規模での取組みや、河川の水質保全などは近隣自治体なども含めた広域的な連携・協力が必要なため、国や県、近隣自治体等との協力・連携に基づきながら施策の推進を図ります。

本環境基本計画を市民・事業者・行政で共有できるよう、三者が発信する情報を相互に受信し、その情報が行動につながるような関係を三者で構築します。また、市民・事業者・行政の相互連携により検証及び改善を行う、PDCA（Plan（計画）-Do（実施）-Check（検証）-Action（改善））サイクルを向上（スパイラルアップ）させ、計画の継続的な改善を進めていきます。



4.2 推進体制

本計画に掲げる施策は本市の行政全般に関わるものであり、計画の推進のためには全庁的な取り組みが必要です。庁内における横断的組織により、本計画に基づいて実施される庁内各部署の各種事業の進行状況に関する情報を収集・点検するとともに、計画の効果的な推進に向けて連携・強化を図ります。

4.3 進行管理

本計画に掲げた環境保全の取り組みを市民、各種団体、事業者と連携・協力して進めるため、市民、事業者、行政で構成する推進協議会を設置します。推進協議会は定期的に関き、計画に基づく施策及び指標の進捗状況等を点検・評価し、市に対して意見や提言を行うなど、市民との協働による進行管理の開かれた場とします。さらに、市民・事業者からいただいた意見・提言を受けて対応を検討し、計画の推進に反映させるとともに、必要に応じ施策や指標等についても改善・見直しを図ります。

4.4 計画の見直し

本計画の期間は10年としますが、新たな環境問題や社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

